



2023年3月31日

各位

会社名 ENECHANGE 株式会社
代表者名 代表取締役 CEO 城口 洋平
(コード番号：4169 東証グロース)
問合せ先 執行役員 CFO 杉本 拓也
(TEL 03-6635-1021)

よくある質問と回答 (2023年3月)

日頃より、当社へのご関心をいただきありがとうございます。今月投資家様より頂戴した主なご質問とその回答について、下記の通り開示致します。

なお、本開示は投資家様への情報発信の強化とフェアディスクロージャーを目的に、毎月月末を目途に開示するものです。回答内容については、時点のずれによって多少の齟齬が生じる可能性があります。直近の回答内容を最新の当社方針として回答を記載しております。

Q1. 東京都がマンション向けのEV充電器設置に関する補助を強化するとの報道があったが、EV充電事業への影響はあるか

東京都は、2025年度から新築マンションへのEV充電器の設置を義務付けるのに先駆けて、2023年度の東京都のマンション向け補助金での現場調査費用の補助や、電力を別引き込みした場合の電力基本料金を補助する決定をしました。

当社は、2022年11月より、マンション管理組合が導入検討をしやすいように、マンション共用駐車区画への設置に限り、設置費用・月額費用・電気代負担をオールゼロにする「マンション（共用車室）ゼロプラン」を展開してきました。

今回の東京都の発表を受けて、2023年3月9日のプレスリリース「マンション専用車室ゼロプランの提供を開始、東京都が目指す「集合住宅にZEV充電設備を6万基設置」の推進に貢献」に記載のとおり、マンションの専用駐車区画についても、マンション管理組合の負担はオールゼロでの導入が可能な「マンション専用車室ゼロプラン」の提供を開始しました。

本プランの発表以降、大変多くのお問い合わせをいただいております。東京都主催のマンションへのEV充電器設置のための無料相談会へ事業者として参加したこともあり、現在設置に向けて具体的に協議が進んでおります。

本件による2023年12月期業績予想への影響は精査中ではありますが、今後公表すべき事項が生じた場合には、速やかに開示いたします。

Q2. EUが2035年までにエンジン車の新車販売を禁止する方針を変更し、合成燃料によるエンジン車を認める方針との報道があった。これによりEVの普及拡大が停滞し、EV充電事業の業績拡大に影響するのではないか

EUは、2035年にガソリンなどで走るエンジン車の新車販売をすべて禁止する方針を変更し、環境に良い合成燃料を使うエンジン車は認めると発表しました。今回認められるエンジン車は、「e-Fuel」と言われる、再生可能エネルギー由来の水素と二酸化炭素を利用した合成燃料を使用するものであり、本件が今後のEVの普及拡大にどれくらい影響するかは、現在のところ未知数であります。

当社としましては、脱炭素社会を目指すグローバルトレンドに変化はない状況においては、EV及びPHEVのシェアが増加する傾向は変わらず、同様にEV充電インフラの需要も増加するものと考え、引き続きEV充電事業の拡大に向けて積極的に取り組んでまいります。

Q3. 3月にEV充電器累計受注台数3,000台達成のプレスリリースがあったが、前四半期で1,008台受注したことを考えると受注ペースが鈍化しているではないか

2023年3月13日のプレスリリース「EV充電エネチェンジ、6kWのEV普通充電器受注台数が3000台を突破」において、EV充電事業における累計受注台数が、2023年Q2の目標としていた3,000台を突破したことを公表しました。こちらの公表数値は3月途中のものであり、3月中に更なる受注の積み上げが見込まれます。四半期を通じた受注の状況については第1四半期決算発表と同時に開示する予定です。

Q4. 米国のシリコンバレー銀行の破綻を受けて、ENECHANGEが運営に参画しているファンドの出資先への影響はあるか

当社は、ジャパン・エナジー・ファンド（JEF）が運営する「脱炭素テックファンド」を通じて、脱炭素化に関連する技術を持つ海外ベンチャー企業に出資しております。その中には、今回破綻したシリコンバレー銀行に口座を持つ企業も確認されましたが、シリコンバレー銀行への預金は全額保護されるため、現在のところ出資先企業の事業運営への影響はありません。

当社としましては、状況を注視し、今後公表すべき事項が生じた場合には、速やかに開示いたします。

Q5. 資本金の額を1千万円に減資することだがその理由は何か

当社は、経営戦略の一環として、2023年5月1日を効力発生日として、資本金の額を減少させ、1千万円とする予定です。本件は、経営戦略の一環として、資本政策の柔軟性および機動性を確保することを目的としております。

なお、本件による発行済株式総数および純資産額に変更はなく、株主の皆様のご所有株式数や1株当たり純資産額に影響はありません。また、当社が発行しているストック・オプション等の新株予約権が減資の効力発生日までに行使された場合等により、減少後の資本金の額が変動する可能性があります。

Q6. 第8期定時株主総会をもって、共同代表取締役であった有田一平氏が代表取締役を退任し、上級執行役員になったがその理由は何か

当社は、経営の監督機能と執行機能を分離することで、強固なコーポレート・ガバナンス体制を構築することを重視しております。その一環として、取締役会をスリム化し機動的な意思決定を行うとともに、業務執行権限の委譲を促進するため、取締役会構成を見直し、上級執行役員の新設による新経営執行体制へ移行することといたしました。

有田の代表取締役の退任については、経営の監督と執行の分離の一環として決定したものであり、有田は今後上級執行役員CTOとして、担当領域における業務執行に専念して取り組む方針です。

以上